

## 三浦市地域公共交通会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市地域公共交通会議に関する要綱（令和6年三浦市告示甲第1号）第9条の規定に基づき、三浦市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 交通会議の会議における議案が個人の権利関係に重大な影響を与え、若しくはそのおそれがあると認めるとき又は交通会議の秩序の維持のため必要があると認めるときは、三浦市情報公開条例（平成15年三浦市条例第21号）第18条ただし書の規定により、交通会議の議決によりこれを非公開とすることができる。

(会議開催の公表)

第3条 交通会議の開催については、原則、会議開催の1週間前までに、当該会議の開催日時、開催場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を市が管理するウェブサイトへの掲載により公表するものとする。

(傍聴人の決定等)

第4条 交通会議を傍聴しようとする者は、原則として会議当日の開会時刻30分前から10分前までに会場に到着していなければならない。

2 傍聴人は、原則として10人以内とする。この場合において、開会10分前の時点で定員を超えたときは、抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴券（別記様式）を交付する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他音声を発する器具・装置の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 交通会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、会長は違反に係る行為を制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。また、一旦退場させられた者は、再入場することはできない。

(傍聴人への資料提供)

第9条 傍聴人には、委員へ配布する資料と同様の資料を提供する。この場合において、当該資料に非公開情報に該当すると思われる情報が含まれるときは、傍聴人には、非公開情報を削除した資料を配布するものとする。

(議事録の公開)

第10条 議事録は、交通会議終了後速やかに作成し、公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市が管理するウェブサイトへの掲載
- (2) 交通会議の担当課窓口での閲覧
- (3) 交通会議の担当課窓口での写しの交付

3 前項第3号による公開に際しては、写しの作成に必要な実費を徴収するものとする。

(会長への委任)

第11条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から施行する。

別記様式（第4条関係）

No. \_\_\_\_\_

令和〇〇年度第〇回三浦市地域公共交通会議傍聴券